農業は正しく使いましょう!!

【広島県農薬危害防止運動】 -- 6月1日~8月31日

農薬危害防止講習会に参加しましょう

基礎知識を学習できます。

広島県 農薬危害防止運動

検索



開催日	時 間	場所
令和5年6月6日(火)	13:20~16:00	【東広島市】農業技術センター 1F講堂
令和5年6月13日(火)	※希望者に対し、講習会終了後、広島県植物防疫協会による広島県農薬適正使用アドバイザーの認定試験が行われます。	【三次市】十日市きんさいセンター 1Fホール
令和5年6月20日(火)		【福山市】備後地域地場産業振興センター 4F大会議室
令和5年6月27日(火)		【呉市】呉市きんろうプラザ 3F大ホール
令和5年7月4日(火)		【広島市】広島県情報プラザ 2F第一・第二研修室

周辺住民等にお知らせを!

- ■農薬を散布するときは、周辺住民や近隣の農作物栽培者、養蜂家への周知を徹底しましょう。
- ■無人航空機 (無人ヘリコプターのみ) により空中散布を行うときは、県へ実施計画書を提出 しましょう。

購入、使用の前に商品ラベルの確認を!

- ■農薬に関する最新の情報収集に努めましょう。
- ■必ず登録農薬(「農林水産省登録第〇〇〇〇号」という 記載のある農薬)を使用しましょう。
- ■農薬の有効期限を確かめて計画的に購入しましょう。
- ■農薬ラベルに記載された事項(適用作物,使用量・希釈倍率, 使用時期,総使用回数等)を必ず守りましょう。
- ■毒物・劇物の農薬を購入するには、印鑑が必要です。 また、18才未満の人は購入することができません。



農薬ラベルを確認

飛散防止の徹底を!

■近接ほ場で栽培されている作物、学校、公園、住宅地周辺、 蜜蜂等への農薬飛散防止対策を徹底しましょう。

※基準を超える農薬が残留する農作物の販売等は禁止されています。

■クロルピクリンを含有する農薬を使用する時は、農薬揮散 防止対策を徹底しましょう。

風の強さ、風向きに注意。



他の容器に移しかえない!記帳、保管をしっかりと!

■毒物・劇物である農薬は、「医薬用外毒物劇物」の表示をした、鍵のかかる 専用の保管庫への保管が義務付けられています。

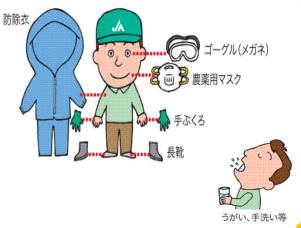
※食品類とは区分して、作業に関係のない者が手にすることのないように!

- ■農薬を他の容器(清涼飲料水の容器等)へ移し替えてはいけません。
- ■盗難、紛失の場合は、直ちに最寄りの警察署へ、漏れ・流出等で 多数の人に危害が生じるおそれがあるときは、保健所・警察署・ 消防機関へ届け出ましょう。
- ■保管及び運搬の際は、農薬が漏れたり、流出したりしないよう注意しましょう。※容器等は完全に密栓し、破損がないことを十分に確認しましょう。
- ■不用農薬・空容器等の処理は、
 産業廃棄物処理業者に処理を委託するなど適切に行いましょう。
- ■農薬の使用簿に必要事項(年月日,場所,作物,農薬名, 使用量・希釈倍数等)を記帳しましょう。



農薬事故を防ぎましょう!

- ■朝夕の涼しい時に散布し、同じ人による2時間 以上の散布作業は避けましょう。
- ■散布中、めまいや頭痛がしたり、気分が少しでも 悪くなったりした人は、直ちに医師に使用した 農薬名を告げて診察を受けましょう。
- ■散布後は、散布器具・作業衣や身体に農薬が残らないよう、しっかり洗浄しましょう。また、飲酒しないで早く寝ましょう。



※農薬についてのお問い合わせは,県庁農業技術課(Tel:082-513-3559)へ ※毒物又は劇物についてのお問い合わせは,県庁薬務課(Tel:082-513-3222)